

令和 7 年度

市道等除雪計画書



鶴 岡 市
(本 所)

目 次

令和7年度 市道等の除雪事業計画

1. 目的	-----	2
2. 除雪の方針	-----	2
3. 除雪計画	-----	2～3
4. 除雪路線の区分	-----	3
5. 除雪機械の出動基準	-----	3
6. 除雪対策本部	-----	3
7. 豪雪対策本部の設置基準	-----	4
8. 除雪指定延長	-----	4
9. 交換路線及び調整路線	-----	5
10. 排雪場所	-----	6
11. 公共施設の除雪	-----	6
12. 市民の協力	-----	6～7
13. 除雪機械内訳	-----	8
表－1. 除雪連絡体制	-----	9
表－2. 除雪担当組織表	-----	10～11

令和7年度 市道等の除雪事業計画

1. 目的

冬期間における積雪から市民生活の安全確保、地域の産業、経済活動を守るために、除雪活動に対する市民の理解と協力を得ながら、市内主要道路の車道及び歩道や公共施設の除雪等を行い、雪害から市民生活を守り利便を図ることを目的とする。

2. 除雪の方針

- (1) 国道、県道の各道路管理者との連携を密にし、積雪量及び除雪状況を把握し必要に応じて適切な対応に努める。
- (2) 道路交通の安全確保のため、特に交差点や急カーブ、急勾配区間の除雪を徹底し、見通しの確保や段差の発生を防止するとともに、圧雪や凍結の発生箇所には、凍結抑制剤の散布を行い、スリップ事故を抑制する。
- (3) 通学通勤等、歩行者の安全確保のため、歩道の除雪に努める。

3. 除雪計画

- (1) 本年度の除雪は、除雪機械の能力及び道路事情等を考慮し、市道及び市道に準じる生活道路除雪 1, 813 路線 586.8 km、歩道除雪 101 路線 75.8 km を計画路線とし、前年度対比で、道路は 4 路線 0.8 km 増、歩道は路線数及び除雪延長の増減なし。

※市道延長 682.6 km (令和7年4月1日現在)

なお、計画路線の選定にあたっては、主要幹線市道、バス路線、地域的に主要な道路及び公共施設への連絡道路を主体として路線を選定し、除雪作業を円滑に行うため、更に第1次路線、第2次路線、第3次路線に区分し、道路用除雪機械 145 台（うち市有車 72 台）、歩道用除雪機械 16 台（うち市有車 14 台）を確保し、除排雪作業を実施する。

- (2) 地吹雪対策としての防雪柵については、幹線道路などの 49 路線延長にして 11.45 km の防雪柵を設置する。

- (3) 道路消雪施設については、幹線道路 12 路線に、散水式で 6.5 0 km、無散水式で 1.80 km、合計延長にして 8.30 km を稼働する。
- (4) 凍結抑制剤の散布箇所としては、凍結が予想される幹線道路の上り坂や橋など 112 箇所、および主要交差点 146 箇所で、延長にして 27.93 km に散布する。

4. 除雪路線の区分

除雪作業を迅速かつ円滑に実施するため、第1次路線、第2次路線、第3次路線に区分して除雪する。

(1) 第1次路線

国道、県道を連結する主要な幹線市道で、2車線確保を原則として除雪を行う。除雪作業時間帯は午前 8 時までのできるだけ早い時間。

(2) 第2次路線

国道、県道と主要な幹線市道を連結する市道で、原則として 2 車線確保の除雪を行うが、除雪状況等や作業環境によってやむなく 1 車線確保となった場合は、必要に応じて待避所を設ける。除雪作業時間帯は午前 8 時までのできるだけ早い時間。

(3) 第3次路線

消防業務活動及び通勤等にかかる市道等で、道路幅員 4 m 以上で機械除雪可能な道路については 1 車線確保とする。除雪作業時間帯は第1次、第2次路線完了後のできるだけ早い時間。

5. 除雪機械の出動基準

路面に 10 cm 以上の降雪がある場合、または午前 7 時まで 10 cm 以上の降雪が予想される場合に出動するが、降雪がない場合でも道路の安全を確保するため、道路の状況に応じて剥ぎ取り・道路拡幅等を行う。

6. 除雪対策本部

(1) 副市長を本部長とし、鶴岡市役所別棟第2・第3会議室に設置する。

(2) 職務権限の代行

本部長が不在の場合は、副本部長がその職務を代行し、本部長、副本部長ともに不在の場合は、除雪対策本部組織表に規定する順序により、部長の職にある者がその職務を代行する。

7. 豪雪対策本部の設置基準

本所の観測地点（鶴岡公園の観測地点）の積雪が70cmを超える、道路事情が悪化し引き続き降雪が多量に見込まれる場合を基準とする。

（鶴岡市地域防災計画より一部抜粋）

8. 除雪指定延長

(1) 道路除雪 ※市道及び市道に準じる生活道路除雪を含む

路線種別	令和7年度計画	令和6年度計画	前年度比
第1次路線	150.6km	150.6km	±0km
第2次路線	141.9km	141.2km	+0.7km
第3次路線	294.3km	294.2km	+0.1km
合計	586.8km	586.0km	+0.8km
除雪路線数	1,813路線	1,809路線	+4路線
市道延長	682.6km	682.3km	+0.3km

(2) 歩道除雪

	令和7年度計画	令和6年度計画	前年度比
除雪延長	75.8km	75.8km	±0km
※無散水消雪及びアーケード設置路線含む			
除雪路線数	101路線	101路線	±0路線
歩道延長	133.7km	133.5km	+0.2km

9. 交換路線及び調整路線

除雪作業を効率良く実施するため、除雪路線の交換及び調整を実施する。

山形県に委託する路線（2路線0. 66km）

由良小学校前線	由良地内	0. 35km
白山10号線	白山地内	0. 31km

山形県より受託する路線（5路線1. 43km）

羽前水沢(T)由良線	由良地内	0. 35km
鶴岡羽黒線（側道）	神明町地内	0. 06km
湯田川大山線	白山地内	0. 38km
面野山鶴岡線（側道）	日和田町地内	0. 40km
藤島由良線	播磨地内	0. 24km

酒田市に委託する路線（1路線0. 92km）

浜中鶴岡線	茨新田地内	0. 92km
-------	-------	---------

酒田市より受託する路線（1路線1. 01km）

浜中21号線	浜中地内	1. 01km
--------	------	---------

三川町に委託する路線（1路線0. 30km）

中京田2号線	中京田地内	0. 30km
--------	-------	---------

櫛引序舎で実施する路線（本所路線）（5路線1. 66km）

遠賀原櫛引線	遠賀原地内	0. 32km
勝福寺櫛引線	勝福寺地内	0. 49km
青龍寺中橋線	中橋地内	0. 30km
上中橋橋寿線	中橋地内	0. 15km
滝沢櫛引線	滝沢地内	0. 40km

羽黒序舎で実施する路線（本所路線）（8路線2. 23km）

斎藤川原4号線	斎藤川原地内	1. 05km
大宝寺中野1号線	大宝寺地内	0. 12km
大宝寺中野2号線	大宝寺地内	0. 10km
大宝寺中野3号線	大宝寺地内	0. 23km
大宝寺中野4号線	大宝寺地内	0. 26km
大宝寺中野5号線	大宝寺地内	0. 23km
大宝寺中野6号線	大宝寺地内	0. 14km
大宝寺中野7号線	大宝寺地内	0. 10km

10. 排雪場所

排雪場所として次の場所を指定する。

赤川 三川橋上流右岸

11. 公共施設の除雪

小・中学校、コミュニティセンター等118箇所の、公共施設駐車場等の除雪作業を実施する。

12. 市民の協力

市民の理解と協力を得ながら円滑に除雪作業を行うために、次の事項について市広報に掲載する。

(1) 除雪作業についてのお願い

- ① 除雪機械にあつたら道を譲るようにお願いします。
- ② 道路上に出ている枝は作業の支障となるので取り扱うようにお願いします。
- ③ 車の路上駐車は絶対しないで下さい。除雪機械だけでなく、一般の方も迷惑します。
- ④ 除雪機械は危険ですので、作業中は近寄らないで下さい。
- ⑤ 雪捨てのために側溝の蓋を外しているところがありますが、危険ですので使用後は必ず蓋をしめて下さい。
- ⑥ 路上に看板等の障害物を置かないで下さい。
- ⑦ 消火栓、ゴミステーションの前にも除雪した雪が堆積するがありますので、町内のご協力をお願いします。

(2) 各家庭へのお願い

- ① 除雪機械により、除雪された雪が自宅前に寄せられますがご理解をお願いします。また除雪された雪は側溝や水路に捨てることし、再び道路に出さないようご協力をお願いします。
- ② 高齢者世帯・母子世帯等、除雪にお困りの方が多く見られます。近所の方のご協力をお願いします。
- ③ 屋根の雪は、命綱をつけるなど身の安全を確保し、早めに下ろし

ましょう。また、屋根の雪を道路に出されると、交通障害の原因になります。屋根の雪は、自分の責任で処理しましょう。

- ④ 消雪道路であっても雪を出さないようお願いします。車の通行を妨げ、歩行者にも迷惑がかかります。

(3) 雪捨て場の指定

雪の捨て場として次の場所を指定しております。ご利用下さい。

赤川 三川橋上流右岸

13. 除雪機械内訳

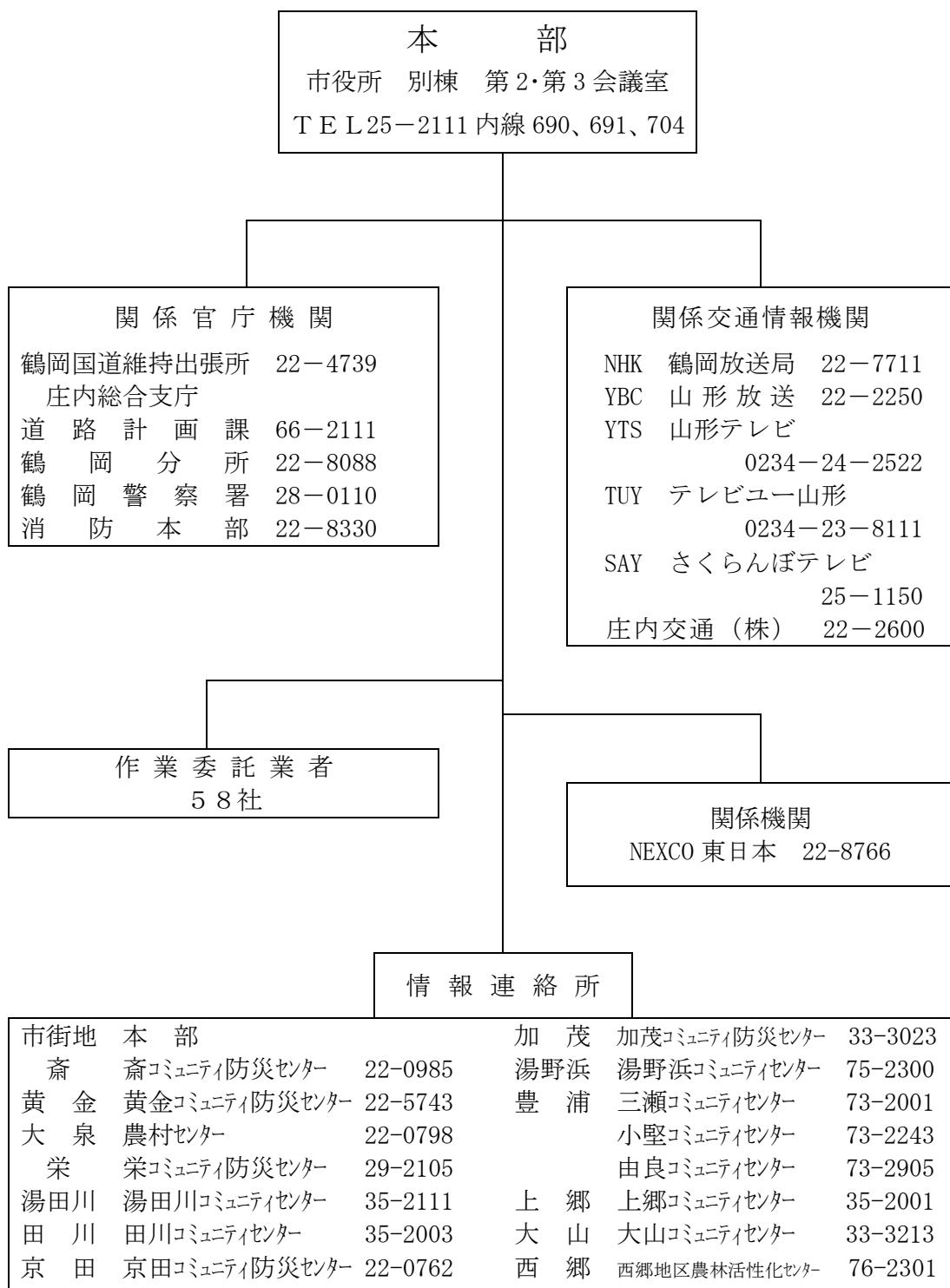
	車種	市有車	委託車	計
除雪機械 車道用	除雪グレーダ	7 (7)	2 (2)	9 (9)
	除雪ドーザ	43 (44)	40 (39)	83 (83)
	除雪トラック	0 (0)	1 (1)	1 (1)
	ロータリ除雪車	13 (13)	6 (6)	19 (19)
	タイヤショベル	9 (8)	24 (25)	33 (33)
	計	72 (72)	73 (73)	145 (145)
除雪機械 歩道用	ロータリ除雪車	8 (8)	0 (0)	8 (8)
	ハンドガイド	6 (6)	2 (2)	8 (8)
	計	14 (14)	2 (2)	16 (16)
凍結散布抑制剤車		3 (3)	1 (1)	4 (4)
総台数	計	89 (89)	76 (76)	165 (165)

() 内 昨年度台数

※レンタル車12台は市有車として計上

表-1

除雪連絡体制



表－2
除雪対策本部組織表

